

4 届出書類について

4.1 都市機能誘導区域外における行為の届出

都市機能誘導区域外において、届出が必要な行為を行う場合は、次の書類を提出してください。

○開発行為の場合

提出書類	備考
様式第 1	
当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	縮尺 1, 0 0 0 分の 1 以上
設計図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
位置図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
現況図	
公図の写し	

○建築等行為の場合

提出書類	備考
様式第 2	
敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
建築物の 2 面以上の立面図	縮尺 5 0 分の 1 以上
各階平面図	縮尺 5 0 分の 1 以上
位置図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
現況図	
公図の写し	

4.2 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止の届出

都市機能誘導区域内において、誘導施設に位置付ける施設を休止又は廃止する場合は、次の書類を提出してください。

提出書類	備考
様式第 3	
位置図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
現況図	

4.3 居住誘導区域外における行為の届出

居住誘導区域外において、届出が必要な行為を行う場合は、次の書類を提出してください。

○開発行為の場合

提出書類	備考
様式第 4	
当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	縮尺 1, 0 0 0 分の 1 以上
設計図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
位置図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
現況図	
公図の写し	

○建築等行為の場合

提出書類	備考
様式第 5	
敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
建築物の 2 面以上の立面図	縮尺 5 0 分の 1 以上
各階平面図	縮尺 5 0 分の 1 以上
位置図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
現況図	
公図の写し	

4.4 届出内容の変更

届出後に行為が完了するまでの間において、行為の内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。

○都市機能誘導区域外の開発・建築等の届出内容の変更

提出書類	備考
様式第 6	
当初届出の変更部分がわかる資料	変更前と変更後の資料

○居住誘導区域外の開発・建築等の届出内容の変更

提出書類	備考
様式第 7	
当初届出の変更部分がわかる資料	変更前と変更後の資料

4.5 届出部数について

届出の提出部数は正本 1 部ですが、届出者の控えが必要な場合は、2 部提出してください。